

渋沢栄一翁を軸とした観光プロモーション業務委託 仕様書

- この仕様書は企画提案書作成用である。
- 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

1 委託業務名

渋沢栄一翁を軸とした観光プロモーション業務委託

2 委託期間

契約日から令和6年3月25日（月）まで

3 目的

埼玉県を代表する偉人である渋沢栄一翁（以下、渋沢翁）が令和6年7月に発行される新一万円札の肖像となる機会を捉え、県内外からの誘客を推進する。

4 制作方針

- (1) 渋沢翁ゆかりの地及び埼玉県の魅力が、明瞭かつ簡潔に伝わる内容とすること。
- (2) 県及び取材地と十分に連携をとり、定められた予算の中で（1）の目的を最大限達成できるよう努めること。
- (3) 納品までのスケジュール表を作成し、県に提出すること。
- (4) スケジュール表に基づき、進捗状況を適宜、県に報告すること。また、本業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者および作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。
- (5) ターゲット層は歴史好き、また渋沢翁に関心の高いミドル世代以上とする。
- (6) パンフレット、観光PR動画、ポスターの3コンテンツについて統一感を感じさせるデザインとすること。
- (7) その他、定められた予算の範囲内において、魅力的かつ効果的にプロモーションをする手法または広報物等があれば独自に提案すること。

5 委託業務の内容

- (1) パンフレットの企画・制作及び付随する業務一式

ア 内容

- (ア) 表紙ビジュアルは複数案提示し、受託者、委託者で相談の上決定する。
- (イ) 渋沢翁の生い立ちや功績を簡潔に掲載する。
- (ウ) 渋沢翁ゆかりの地及び周辺観光スポットを巡るモデルコースを3本以上掲載する。なお、掲載するモデルコースのうち、深谷市を起点とした、①JRや秩父鉄道を利用した

モデルコース ②自動車で関越自動車など県北への幹線道路等を利用したモデルコース 2本の設定は必須とする。渋沢翁ゆかりの地のみではなく、周辺地域との広域周遊も意識した内容とすること。

- (エ) 掲載するモデルコースは複数案提示し、受託者、委託者協議の上決定する。
- (オ) 地域の特産品やご当地グルメを複数掲載し、観光消費の増加を促す内容とすること。
- (カ) 埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」へ誘導する情報を掲載すること。

イ 規格・仕様

(ア) 紙版

詳細は受託者の提案を基に協議の上決定する。

サイズ	B5判～A4判を想定
色数	フルカラー（4色刷）
紙質	コート紙A判（57.5kg）を想定
頁数	12ページ以上
校正	文字及びデザイン校正2回以上、色校正1回以上
制作部数	10,000部以上

(イ) 電子版

掲載内容は紙版と同様のものとする。

仕様の詳細については、受託者の提案を基に協議の上決定する。

ウ その他留意点

- (ア) パンフレットのデータは、県の観光振興に資する目的で二次使用を可とする。そのために必要な権利処理が発生する場合、その費用は委託費に含まれる。
- (イ) パンフレット制作のために必要な素材の撮影及び手配は受託者が行うこと。次の内容は、委託業務に含むものとする。
 - ・ 資料及び素材の収集
 - ・ 肖像権や著作権について必要な手続き
 - ・ 出演者、協力者、撮影地への交渉や許可申請
 - ・ 使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担
- (ウ) 使用する写真等は原則本業務において新規撮影したものとするが、協議の上、委託者及び受託者が所有する写真等又は他者から提供を受けた写真を使用することを認める。ただし、他者から提供を受ける際に生じる権利上の手続き等は受託者において行うこと。また、掲載する観光施設等の名称や説明等について、各施設等の管理者に確認を行うこと。

エ 成果物の納品・配布

- (ア) 完成後、4,000部は埼玉県産業労働部観光課（埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1（第二庁舎1階））へ納品する。

- (イ) 残りの6, 000部については効果的なプロモーションが可能な配布場所を選定し配布すること。配布先は複数提案し、受託者、委託者で協議の上決定する。
- (ウ) 配布先は、行政に関わる箇所だけではなく無償で配架可能なサービスエリアやパーキングエリア等、効果的なプロモーションが可能な箇所を含めること。
- (エ) 電子版の納品とは別に、pdfデータを納品すること。
- (オ) 無償配架場所へのパンフレット送付手続き、送料等の配布に関わる費用は委託費に含む。
- (カ) 納品期限は令和6年3月25日(月)までとする。

(2) 観光PR動画企画・制作及び付随する業務一式

ア 内容

- (ア) 渋沢翁ゆかりの地や周辺の観光スポット、グルメなど渋沢翁を軸とした埼玉県の観光の魅力を伝える内容とする。
- (イ) トレインチャンネル及び大型ビジョン、デジタルサイネージ、YouTubeでの使用を想定し、多くの人の目を惹きつける内容構成とすること。

イ 規格・仕様

詳細は受託者の提案を基に委託者と協議の上決定する。

尺・制作本数	縦型動画、横型動画、それぞれ15秒・30秒、音あり・音なし(文字あり)の合計8本
使用期限	定めない
サイズ	1080×1920 (FHD・縦型) 1920×1080 (FHD・横型) ※トレインチャンネル及び大型ビジョン、デジタルサイネージ、YouTubeでの使用を想定
校正	3回以上

ウ その他留意点

- (ア) 動画制作の前に原案となる絵コンテ等を提出し、テロップのフォント等を含め、県と事前に動画の構成について調整すること。
- (イ) 作成した動画は YouTube「ちょこたび埼玉公式チャンネル」で公開する。なお、県の観光振興を目的とした二次利用を可とする。そのために必要な権利処理が発生する場合、その費用は委託費に含まれる。
- (ウ) 動画制作のために必要な素材の撮影及び手配は受託者が行うこと。次の内容は、委託業務に含むものとする。
 - ・ 資料及び素材の収集
 - ・ 肖像権や著作権について必要な手続き
 - ・ 出演者、協力者、撮影地への交渉や許可申請
 - ・ 使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担

- (エ) モデル等出演者を起用して撮影を行う場合は、事前に協議を行うこと。
- (オ) 字幕やテキスト、ナレーションを必要に応じて挿入すること。音あり音なし（文字あり）をそれぞれ作成すること。使用する映像、写真等は原則本業務において新規撮影したものとするが、協議の上、委託者及び受託者が所有する写真等又は他者から提供を受けた写真を使用することを認める。ただし、他者から提供を受ける際に生じる権利上の手続き等は受託者において行うこと。また、放映する観光施設等の名称や説明等について、各施設等の管理者に確認を行うこと。
- (カ) 動画に合わせて適宜、BGMを挿入すること。また、BGMとして使用する素材については、著作権上の問題が生じないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、手続き等を受託者において行うこと。
- (キ) 納品後に成果物に不具合が生じた場合、もしくは正常に放映できない場合は、契約期間満了後であっても正常に放映できる状態まで対応すること。
- (ク) Youtube投稿用のサムネイルを作成すること。
- (ケ) 15秒動画、30秒動画に加えて、複数種類・尺の動画の制作については委託費の範囲で提案を可能とする。

エ 成果物の納品

- (ア) 完成後、埼玉県産業労働部観光課（埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1（第二庁舎1階））へデータ（mp4）及びDVDディスク1枚を納品する。
- (イ) 納品期限は令和6年3月25日（月）までとする。

(3) ポスターのデザイン・制作及び付随する業務一式

ア 内容

- (ア) ビジュアルは複数案提示し、受託者、委託者で協議の上決定する。
- (イ) 渋沢翁ゆかりの地や周辺の観光スポット、グルメなど渋沢翁を軸とした埼玉県の観光の魅力を伝える内容とする。
- (ウ) イベントや駅構内等での掲出を想定し、多くの人の目を惹きつけるレイアウトとすること。
- (エ) 「ちょこたび埼玉」ロゴマークを配置し、埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」へ誘導する情報を掲載すること。

イ 規格・仕様

詳細は受託者の提案を基に委託者と協議の上決定する。

サイズ	B1判、B2判
色数	フルカラー（4色刷）
紙質	コート紙四六半110kgを想定
校正	デザイン校正2回以上、色校正1回以上
制作部数	B1判100部、B2判150部 合計250部

ウ その他留意点

(ア) ポスターデータは、県の観光振興に資する目的で二次使用を可とする。そのために必要な権利処理が発生する場合、その費用は委託費に含まれる。

(イ) ポスター制作のために必要な素材の撮影及び手配は受託者が行うこと。次の内容は、委託業務に含むものとする。

- ・ 資料及び素材の収集
- ・ 肖像権や著作権について必要な手続き
- ・ 出演者、協力者、撮影地への交渉や許可申請
- ・ 使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担

(ウ) 使用する写真等は原則本業務において新規撮影したものとするが、協議の上、委託者及び受託者が所有する写真等又は他者から提供を受けた写真を使用することを認める。

ただし、他者から提供を受ける際に生じる権利上の手続き等は受託者において行うこと。

(エ) B 1 判、B 2 判ともに同一デザインでの制作を想定しているが、委託費の範囲で複数デザインのポスター制作を提案することは可能とする。

エ 成果物の納品

(ア) 完成後、埼玉県産業労働部観光課（埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1（第二庁舎 1 階））へデータ（ai、jpeg、png、pdf）及び成果物を納品する。

(イ) 効果的なプロモーションが可能な掲示場所を 40 か所以上選定し配布すること。配布先は複数提案し、配布ポスターのサイズを含め受託者、委託者で協議の上決定する。

(ウ) 配布先は、行政に関わる箇所だけではなく無償で効果的なプロモーションが可能な箇所も含めること。

(エ) 配布先へのポスター送付手続き、送料等の配布に関わる費用は委託費に含む。

(オ) 納品期限は令和 6 年 3 月 25 日（月）までとする。

(4) 業務完了報告書の作成

ア 業務終了後、業務完了報告書とともに検査を受けること。

合格と認められないときは、県の指定する期日までに補正を行うこと。

その場合の費用については、受託者の負担とする。

イ 提出期限 令和 6 年 3 月 29 日（金）

提出先 埼玉県産業労働部観光課 DMO 支援・観光振興担当

(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1（第二庁舎 1 階）)

6 成果物に関する権利の帰属

(1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意し、疑義が生じない内容とすること。

(2) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料

等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

(3) 本業務の成果物等に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、原則として全て県に帰属するものとする。ただし、受託者が所有する写真及びイラスト等を使用した場合、当該写真及びイラスト等についてはこの限りではない。なお、受託者が所有する写真及びイラスト等を、発注者が成果物以外に使用する際には受託者と協議・許諾等を要するものとする。

(4) 第三者への使用許諾は、埼玉県が行うものとする。

(5) 権利関係の処理

ア 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての処理及び使用料等の負担は受託者が行うこととする。

イ 受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。

ウ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

7 委託業務実施にあたっての留意事項

(1) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。

ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。

イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

(2) 受託者等は、本委託業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を遵守すること。

(3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、埼玉県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

(5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(7) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。

(8) 提出された書類等は、埼玉県情報公開条例に基づき情報公開の対象になる場合がある。